

平成 27 年 2 月 25 日

写)

安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、小松係長殿
安全保障貿易審査課 阿部統括審査官殿、中村上席審査官殿
安全保障貿易管理課 田中係長殿

運用通達 2 の項（貨物等省令第 1 条第六号及び第十号関連）解釈の改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
生物・化学兵器製造装置分科会
主査 藤井 弘史

運用通達 2 の項（貨物等省令第 1 条第六号及び第十号関連）の解釈について以下の通り改正を要望致しますのでご検討をお願い申し上げます。

1. 運用通達の解釈の現行記載文及び改正提案文

現行記載文

2	貨物等省令第 1 条第五号中の制御装置	(略)	
	リチウム同意元素の分離用の装置	リチウムの同位元素の分離用の装置 次のいずれかに該当するものを含む イ リチウムアマルガムのために特別設計された <u>パックド液-液交換カラム</u> ロ～ハ 省略	
	核燃料物質の成型加工用の装置	(略)	
	細粒炭素鋼	(略)	
	有効長	<u>充てんタイプの塔</u> にある <u>充てん材料</u> の実際の高さ又は <u>板タイプの塔</u> にある <u>接触板</u> の実際の高さをいう。	
	気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの	次のいずれかに該当するものを含む。 イ <u>シーブトレイ</u> ロ <u>バルブトレイ</u> ハ <u>バルブキャップトレイ</u> ニ <u>ターボグリッドトレイ</u>	

↓

改正提案文

2	貨物等省令第1条第五号中の制御装置	(略)	
	リチウム同意元素の分離用の装置	リチウムの同位元素の分離用の装置 次のいずれかに該当するものを含む イ リチウムアマルガムのために特別設計された液-液交換充てん塔 ロ～ハ 省略	
	核燃料物質の成型加工用の装置	(略)	
	細粒炭素鋼	(略)	
	有効長	充てん塔の中にある充てん物を充てんした部分の実際の高さ又は棚段塔の中にあるトレイを組み立てた部分の実際の高さをいう。	
	気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの	次のいずれかに該当するものを含む。 イ シーブトレイ ロ バルブトレイ ハ バルブキャップトレイ ニ ターボグリッドトレイ	

2. NSG原文

4.B.2. Hydrogen-cryogenic distillation columns

Technical Note: The term ‘effective length’ means the active height of packing material in a packed-type column, or the active height of internal contactor plates in a plate-type column.

2.B.2. Lithium isotope separation facilities or plants, and systems and equipment therefor, as follows:

N.B.: Certain lithium isotope separation equipment and components for the plasma separation

process (PSP) are also directly applicable to uranium isotope separation and are controlled under INFCIRC/254 Part 1 (as amended).

- a. Facilities or plants for the separation of lithium isotopes;
- b. Equipment for the separation of lithium isotopes based on the lithium-mercury amalgam

process, as follows:

1. **Packed liquid-liquid exchange columns** specially designed for lithium amalgams;
2. Mercury or lithium amalgam pumps;
3. Lithium amalgam electrolysis cells;
4. Evaporators for concentrated lithium hydroxide solution;

3. 提案理由

- (1) 充てんタイプの塔は、通常充てん塔と呼ばれ、広く認知されている。しかも、現行の解釈「充てん物」の中で既に用いられている。
- (2) 充てん材料という用語が用いられているが、充てん物という同じものを意味する用語が、現行の解釈の中で既に用いられており、敢えて変える必要はないと考える。
- (3) 板タイプの塔は、通常、棚段塔と呼ばれ、広く認知されている。しかも、現行省令中に既に用いられている。
- (4) 接触板は、通常用いられておらず、段板、プレート、トレイと呼ばれている。
- (5) 有効長とは、多数個の充てん物が充てんされた状態の高さ、或いは複数枚のトレイが組み立てられて装填された状態の高さを言う。単一の充てん物やトレイの高さではないことを明確に表すべきである。
- (6) トレーという用語も用いられるが、トレイという用語がより一般的である。
- (7) パックドカラムは、日本語では、充てん塔と訳される。

4. その他

貨物等省令第1条第六号改正提案は、平成26年10月1日付け、26貿情セ調(経提)第5号にて、提出いたしました。が、パックドカラムについては、改正されなかったため、第十号関連と併せ、再度記載するもの。

※ 本提案書は、弊 CISTEC 核・原子力分科会の確認を受けて提出しております。

以上